

町の考え方を問う

一 般 質 問

3月定例会では観光問題・福祉問題など、町政全般へ9人18項目にわたり質問しました。



あじさいの小径(大平台)

一般質問ではこのほか次の事項も質問しました。(順不同)

- コミュニティ計画の見直しについて
- 箱根新道の一般国道化について
- 着地観光客に対するサービスについて
- 箱根町観光協会の今後の役割について
- 箱根町財政再建プランについて
- 将来の箱根町の合併問題について
- 商店・飲食店など自営業者の方が営業を続けられるような町の施策について
- 観光資源を十二分に活かす観光施策の充実について
- 耐震診断の拡充と改修支援について

財務

箱根町の指定管理者制度の  
取り組みについて

次の2点について伺う。

Q 1 指定管理者制度の  
主旨と目的、箱根町  
における取り組み状況につ  
いて

2 本町の指定管理者制度の  
対象施設と条例の前身、将  
来これらの施設について、  
どのように取り組んでいく  
のか

A 1 点目について、こ  
の制度は多様化する住  
民ニーズに、より効果  
的・効率的に対応し、かつ、  
住民サービスの向上と経費の  
節減を図ることを目的として、

従来の公共的団体等に限定し  
て施設の管理運営を委託する

「管理委託制度」から民間事  
業者を含む幅広い団体等の中  
から管理を行わせる「管理代  
行制度」に転換したものであ  
る。

当町では平成15年2月に財  
務課を中心に各施設の主管課  
8課と企画課・庶務課を加え  
た10課による指定管理者制度  
連絡調整会議を設置して、町  
直営方式、一部業務委託方式、  
指定管理者制度方式、全面民  
営化など、施設を最も有効に  
活用できる方法を、サービス

とコストの両面から検討して、  
個別の施設ごとに対応方針を  
決めていくこととしたもので  
ある。

2 点目について、まず、対  
象施設については、公園施設、  
観光施設、集会所や、「宮城  
野温泉会館」、「やまなみ荘」  
など18施設を予定している。

なお、箱根開跡については、  
文化財保護法に基づく史跡の  
管理団体として、箱根町が指  
定を受けて管理にあたってい  
る状況の中、さらに指定管理  
者制度を導入して、管理行為  
を指定管理者に指定して行わ  
せることはできないという回  
答を文化庁から得たので、指  
定管理者制度の対象から除外



箱根湿生花園

するものである。  
また、対象となる施設条例  
の前身については、個別に指  
定管理者制度の手続き規定を  
盛り込む個別条例方式とする  
予定である。

今後のスケジュールについ  
ては、本年6月の定例会に条  
例制定議案を上程し、議決が  
いただけましたら、9月ごろ  
に指定管理者の募集及び選定  
を行い、12月定例会で指定管  
理者候補の指定を議会で認め  
ていただく予定である。もし  
て、来年の3月定例会で指定  
管理者制度に移行する施設も  
含めた予算議案を上程する予  
定である。